

平成25年度『知っておきたい！子ども・若者どこでも講座』 講師派遣 申込要項

青少年自身が自らの力で思春期の課題を乗り越えていくためには、まわりの大人たちが青少年を取り巻く環境を理解し、一緒に考え、支援していくことが大切です。

(公財)よこはまユースでは、主に地域で行われる『子ども・若者』をテーマとした講演会・研修会等に講師を派遣する『知っておきたい！子ども・若者どこでも講座』を実施します。

青少年と向き合い、青少年の育ちを地域全体で見守るために、ぜひご活用ください。

1 申込みができる方

市内に在住し、在勤し、又は在学する次の方で構成された20人以上の団体とします。

- (1) 青少年及び保護者
- (2) P T A
- (3) 青少年育成に携わる市民団体
- (4) その他 よこはまユース代表理事が認めた者

2 申込要件

申込みができる事業は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 自主的に行う事業であること。
- (2) 実施会場の設営等、必要な事前準備を確実にできること。
- (3) 事務局との調整等、必要に応じて事業計画の修正が可能であること。
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。
- (5) 営利を目的としないこと。
- (6) 公序良俗に反しないこと。

3 受付期間

平成25年5月1日から平成26年2月28日まで（派遣回数は年間30回程度）

4 実施期間

平成25年6月1日から平成26年3月28日までに実施される事業
原則として、土日祝、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

5 講座のテーマ

子ども・若者どこでも講座において講演をするテーマは次のとおりです。

- (1) 子どもとのかかわり方
- (2) 青少年の居場所
- (3) インターネット・携帯電話
- (4) 性教育、性感染症等の問題
- (5) 非行の問題
- (6) 薬物の問題
- (7) 若者の自立支援（ひきこもり、就労等）
- (8) リストカット、摂食障害等、心の問題、心の教育
- (9) 自殺の問題

※その他、講座で取り上げたいテーマがございましたら、事務局までご相談ください。
(講師と調整のうえ、可能であれば対応させていただきます。)

7 申込方法

(1) 提出書類

- ・子ども・若者どこでも講座 申込書（第1号様式）
- ・事業計画書（第2号様式）
- ・団体の概要資料（規約・会則など）※様式自由

※申込様式は、公益財団法人よこはまユースホームページからダウンロードしていただくか、返信封筒（角2封筒：120円切手貼付）を同封し、郵送でご請求ください。

◆子ども・若者どこでも講座 ホームページ

<http://www.yokohama-youth.jp>

(2) 提出期限

講師派遣を希望する日の4週間前までに申込書類を提出してください。

(3) 提出方法

次のいずれかの方法で申込書類をお送りください。

ア Eメール dokodemo24@yokohama-youth.jp

イ FAX 045-662-7645

ウ 郵送 〒231-8454 横浜市中区住吉町4-42-1

公益財団法人よこはまユース

「知っておきたい！子ども・若者どこでも講座」宛

8 講師の選定について

講師は、ご希望のテーマに応じて横浜市子ども・若者支援協議会の委員を中心に（公財）よこはまユースが選定します。講師の都合により、ご希望の日程やテーマに対応できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

9 講師派遣の可否決定について

申込受付後、事務局において講師と調整を行い、子ども・若者どこでも講座調整結果通知票（第4号様式）により、講師派遣の可否をお知らせします。

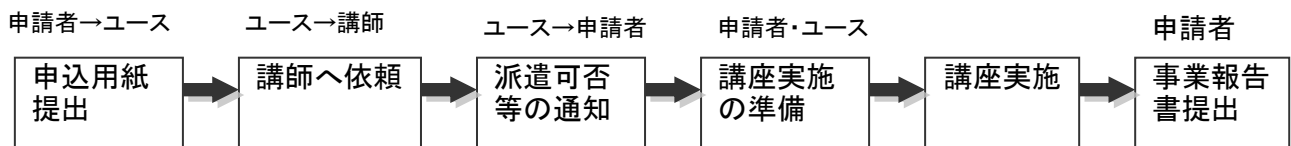
10 事業実施報告について

事業終了後、1か月以内に講座終了報告書（第6号様式）を事務局に提出してください。

11 経費負担

講師派遣に係る経費は無料です。

12 申込みから講師派遣までの流れ



13 問合せ先（事務局）

公益財団法人よこはまユース 総務部 事業課

電話 045-662-4170

FAX 045-662-7645

Eメール dokodemo24@yokohama-youth.jp